

**一般財団法人
市民救助員ネットワーク**

定 款

CLS NETWORK

一般財団法人市民救助員ネットワーク

一般財団法人市民救助員ネットワーク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人市民救助員ネットワークと称し、英文では The Citizens Life Saving Networkと表示する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的

(目的)

第3条 本法人は、「市民救助員制度」を創出して「市民救助員資格者」100万人からなるネットワーク構築をめざし、市民がより快適で安心な生活を営むための、市民が互いに支えあう仕組みづくりを確立することを目的とする。

2. 本法人は、前項の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 市民救助員を養成するカリキュラムを含めた教育システムの開発
- (2) 市民救助員養成の教育機関として教育センターの全国各地での設置、整備
- (3) 市民救助員養成を実施する指導員の養成
- (4) 指導員による市民救助員養成教育の実施と管理
- (5) 市民救助員資格者の認定制度の確立と認定
- (6) 地域の一般市民、地域商店会、団体、官公庁、企業を対象とした各種講習会の開催
- (7) 国内外における関係諸団体との交流、協力活動
- (8) 市民救助員ネットワークの構築とその運営管理
- (9) その他前各号に掲げる事業に附帯または関連する本法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第4条 本法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

第3章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第5条 設立者の氏名及び住所並びに本法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりとする。

設立者 平間研司

住所 千葉県八千代市高津1504番地26

拠出財産及びその価額 現金 300万円

2. 本法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、前項に定めた財産及び評議員会において決議した財産は、この法人の基本財産とする。

3. 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意義務をもって管理するものとし、基本財産の一部を処分するとき又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第6条 本法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告、貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、かつ理事会での承認を経て、これらを定時評議員会に提出し、貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)については定時評議員会の承認を受け、事業報告についてはこれを定時評議員会に報告しなければならない。

第4章 評議員

(定数)

第9条 本法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

(評議委員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3. 評議員は第9条に定める定数に満たなくなるときは、任期の満了又は辞任に

より退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第12条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員にはその職務を行うために要する費用（ただし1日1万5,000円を超えない範囲内）の支払をすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の議長)

第14条 評議員会の議長は、その評議員会において評議員のなかから互選により定める。

(権限)

第15条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議する。

(開催)

第16条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により理事長が招集する。

2. 理事長は招集のための通知を開催日の7日前までに評議員に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3. 評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

4. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により他の理事が評議員会を招集する。

5. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その評議員の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に係る決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) 前号に掲げるもののほか、法令で定められた事項

(決議 報告の省略)

第19条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2. 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した評議員の中から選任した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員の設定、定数等)

第21条 本法人に、次の役員を置く。

理事 4名以上30名以内

監事 1名

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 理事長、専務理事、常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(理事の職務)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、令及びこの定款に定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、理事長を補佐する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本法人の業務執行理

事として業務を執行する。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第26条 理事(常勤の理事を除く。)及び監事には1日当たり1万5,000円を超えない範囲内で報酬を支給することができる。

2. 常勤の理事については、評議員会で別に定める報酬等の支給の基準に掲げるところにより報酬等を支給することができる。

3. 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

4. 前3項に規定する報酬等の額及びその支給方法については、評議員会で別に定める報酬等の支給の基準に掲げるところによる。

第2節 理事会

(構成)

第27条 本法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長(代表理事)の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2 理事会の招集通知は、会日の7日前までに各理事及び監事に発する。ただし、

緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第30条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議 報告の省略)

第32条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

2. 理事もしくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

3. 前項の規定は、一般法人法第91条第2項の規定による理事の報告には適用しない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 本法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法に係る定款の定めについても同様とする。

(解散)

第35条 本法人は、基本財産の滅失その他の事由による本法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第36条 本法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものを賛助会員とする。

2. 賛助会員は、理事会の定めるところにより、この法人の事業活動に参加す

ることができる。

3. 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。

4. 賛助会員は、理事会の定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

5. 賛助会員が下記のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議により当該会員を除名することができる。

(1) 本定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

6. 前4項に定めるもののほか、賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第37条 本法人は、本法人の事務を処理するために事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3. 事務局長は、本法人の理事の中から選定し、理事会の承認を経て理事長が任免する。その他の職員のうち正規職員については、理事長が任免する。

4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により理事長が別に定める。

第9章 補則

第38条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により理事長が別に定める。

(最初の事業年度)

第39条 本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第40条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(備付け書類及び帳簿)

第41条 事務局には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 定款

(2) 評議員、理事及び監事の名簿

(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類

(5) 財産目録

(6) 役員等の報酬規程

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 事業報告書及び計算書類等

(9) 監査報告書及び会計監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。

附 則

1. 本法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

(設立時評議員)

設立時評議員	目黒公郎
	田中 純
	太田諭哉

2. 本法人の設立時理事長、設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	島崎修次
	平間研司
	田中秀治
	高岡光盛
	増田迪博
設立時理事長(代表理事)	島崎修次
設立時監事	柴崎一男

以上、一般財団法人市民救助員ネットワークの設立のためこの定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

平成24年7月11日
設立者 平間研司 印